

保護者の皆様へ

## 杉並区立井草中学校 いじめ防止基本方針(概要版)

- 1 **いじめの定義** 「その行為を受けた生徒等が心身の苦痛を感じているもの」  
(生徒等と、同じ学校に在籍する生徒等、一定の人間同士で行われる心理的または物理的な影響を与える行為)
- 2 **いじめに対する基本認識** 「全教職員が法や条例を理解し、生徒の小さな変化を見逃さずに迅速に対応する」
  - (1)いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る人権侵害である
  - (2)いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われるとともに、大人が気づきにくく判断しにくい形をとる
  - (3)いじめを許さないため、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携により、組織的に対応する
- 3 **未然防止に向けて**
  - (1)生徒と教職員の信頼関係を構築し、自尊感情の醸成を図る
  - (2)教職員の人権意識を徹底し、人権教育・道徳教育の充実を図る
  - (3)学校いじめ対策委員会を常設するとともに、生徒会による活動を支援する
- 4 **早期発見に向けて**
  - (1)生徒の気持ちや行動、価値観を共感的に理解した上で、課題については毅然とした対応を行う
  - (2)いじめの特性を理解し、生徒全員を対象とした取組を行う(月末の生活アンケートの実施)
  - (3)都が定める「ふれあい月間」の周知や、SC、SSW の紹介により、複層的な視点で把握に努める
  - (4)校内研修や各種たより、保護者会等の場を活用し、保護者・地域との緊密な連携を図る
- 5 **早期解消に向けて** 「正確な状況把握、生徒への指導・支援、保護者との連携、フォローを行う」
  - (1)学校いじめ対策委員会を定例で開催し、報告・協議を行う
  - (2)いじめられている生徒・保護者の立場に立ち、速やかに事実関係を把握する
  - (3)いじめた生徒・保護者に対しては、気持ちや背景を聞き取った上で、苦痛を感じさせたことへの反省を促す
- 6 **組織体制**
  - (1)学校いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、進路指導主任、教務主任、学年主任、特別支援教育 Co、保健主任によって構成され、毎月初めに定例で開催される
  - (2)教育委員会、警察等の関連機関と積極的に連携を図る
- 7 **重大事態への対処**
  - (1)いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合には、重大事態として対処する
  - (2)いじめにより 30 日を目安とした相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として対処する

井草中学校は、すべての教育活動の基盤としての人権教育の推進を図るとともに、生徒一人一人の支援ニーズに沿った特別支援教育の充実を図ってまいりますので、保護者・地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。  
なお、いじめの加害・被害が、学習活動の評価と直接関係することはありません。